五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

別紙中「第3条」を「第2条の2」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　第二条の三第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○経済産業省令第十九号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の一部の施行に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則を廃止する省令

小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則を廃止する省令（昭和四十一年通商産業省令第七十四号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

○経済産業省令第二十号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の一部の施行に伴い、及び中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第六条の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「設備導入等促進診断（」の下に「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前の」を加え、「係る資金の貸付けを受けようとする者若しくは」を「係る資金の貸付けを」に、「提供を受けようとする者若しくは」を「提供を」に、「施設の譲渡しを受けようとする者若しくは受けた者」を「施設の譲渡しを受けた者」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

○経済産業省令第二十一号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の一部の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附　則

この省令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

○経済産業省令第二十二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第十九条第四項、第三十五条の十第一項及び第三項、第三十五条の十一第二項、第三項及び第四項、第三十八条第二項及び第四項、第三十九条第一項並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第四項において準用する同条第二項の規定に基づき、並びに通則法及び関係法令を実施するため、独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の十第一項」に、「中期計画」を「事業計画」に改める。

第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二　機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日